

# 本宮市立白岩小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、継続的にいじめを防ぐことを目的とする。
- (2) いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを目的とする。
- (3) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係諸機関の連携の下、いじめの問題を克服することを旨とする。

## 2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 注1 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- 注2 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級等の児童や、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係を示す。
- 注3 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- 注4 けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

## 3 いじめに対する指導方針

- (1) いじめ防止のための措置
  - ① いじめについて、教職員全員の共通理解を図る。  
「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
  - ② いじめに向かわない態度・能力を育成する。  
教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
  - ③ 自己有用感や自己肯定感を育む。  
教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。  
また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、自己肯定感を高められるよう努める。
  - ④ 教師と児童、児童同士の信頼関係の構築に努める。

児童が安心して学べる環境づくり(居場所づくり)に努める。

- ⑤ 学校と家庭の協力はもとより、地域そして関係諸機関との連携を深め、未然防止と情報収集に努める。

## (2) いじめの早期発見のための措置

- ① 学校において、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等によりいじめの実態を把握し、いじめ見逃し「0」に取り組む。
- ② 日頃から児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③ 児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ④ 休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配ったり、個人面談や家庭訪問を実施したりすることで、交友関係や悩みを把握する。

## (3) いじめに対する措置

### 〈いじめの発見・通報を受けたときの対応〉

- ① いじめの発見・通報を受けたときは、真摯に傾聴するとともに、教職員が一人で抱え込まず、学校における「いじめ対策チーム」に直ちに情報を共有する。
- ② 「いじめ対策チーム」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ③ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき、長期にわたって学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるときは、直ちに市教育委員会に報告し、適切な援助を求める。

### 〈いじめられた児童又はその保護者への支援〉

- ① いじめられた児童に対しては、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携を図り、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

### 〈いじめた児童への指導又は保護者への助言〉

- ① いじめたとされる児童に対しては、学校において、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

### 〈いじめが起きた集団への働きかけ〉

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。
- ② すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### 〈ネット上のいじめへの対応〉

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるよう関係機関に要請する。
  - ② 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき、長期にわたって学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるときは、直ちに市教育委員会に報告し、適切な援助を求める。
- (4) 安全・安心を支える相談体制の充実
- ① 日常の相談を窓口として、学級担任及び養護教諭が対応することを児童保護者に周知する。
  - ② 児童と担任が、児童の学校生活・家庭生活について懇談する機会（ふれあい相談）を設け児童理解につとめ、後日の保護者との個別懇談に生かしていく。
  - ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用により、学校等における相談機能を充実する。
  - ④ 年3回の「生活アンケート」とその後の児童との教育相談を実施する。

#### 4 いじめの防止等のための組織等

いじめ防止等のための組織として、校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、該当担任等により構成する「いじめ対策チーム」を置くこととする。

※ 必要に応じて、市教育委員会担当者、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、警察署担当者（生活安全課少年係）等の参加も依頼する。

#### 5 いじめに関する調査（生活アンケート）

(1) ねらい

いじめの早期発見・早期解消につながるよう、自校におけるいじめの実態を把握する。

(2) 調査内容及び時期

- ① 5月、10月、2月の年3回、校内調査を実施する。

(3) 留意事項

- ① 校内調査に基づき、5月、11月、2月の年3回、市教育委員会に報告する。また、発生した時点で随時、市教育委員会に報告する。
- ② 児童のアンケート用紙は、生徒指導主事が集約し、その後、一括して書庫等の施錠できる箇所に保管する。学級担任は学級経営誌に記録しておく。保存期間は5年間とする。
- ③ 調査実施後、担任と児童とで学級相談を実施し、アンケート内容についての聞き取りを行い、いじめと認知される場合は、前掲の「(3) いじめに対する措置」に基づき対応する。

#### 6 教育委員会等との連携

- (1) いじめ問題に関する定期的な実態調査の結果を報告し、指導を受ける。
- (2) その他関係機関との連携による情報収集を行うとともに、具体的な対応を進める。